

## 吹田市障害福祉サービス等資格取得支援事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、従業者に障害福祉サービス等資格取得研修を受講させた障害福祉サービス等事業者に対し、予算の範囲内において、障害福祉サービス等資格取得支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれかの事業を行う者であって、市内に当該事業所を有するものとする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第5条第1項に規定する障害福祉サービス(療養介護及び施設入所支援を除く。)

(2) 法第5条第26項に規定する移動支援事業(以下「移動支援事業」という。)及び吹田市地域生活支援事業実施規則(平成18年吹田市規則第49号)第3条第11号に規定する日中一時支援事業

(3) 法第5条第18項に規定する特定相談支援事業

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、従業者等(従業者及び雇用する予定の者をいい、市内の事業所に勤務し、又は勤務する予定の者に限る。以下同じ。)に、次に掲げる研修のうち市長が適当と認める研修(以下「補助対象研修」という。)を受講させる事業とする。

(1) 指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成18年厚生労働省告示第538号)第1条第7号に規定する行動援護従業者養成研修(以下「行動援護従業者養成研修」という。)

(2) 厚生労働大臣が定める施設基準(平成24年厚生労働省告示第269号)第2号の2に規定する強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)及び同基準第13号の2に規定する強度行動障害支援者養成研修(実践研修)(以下「強度行動障害支援者養成研修」という。)

(3) 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第4条第2項に規定する喀痰吸引等研修(以下「喀痰吸引等研修」という。)

(4) 指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの第1条第6号に規定する同行援護従業者養成研修(以下「同行援護従業者養成研修」という。)

(5) 移動支援事業に従事するために必要な知識及び技能を修得するための研修(以下「移動支援従業者養成研修」という。)

(6) 介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修(以下「介護職員初任者研修」という。)

(7) 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第40条第2項第5号に規定する介護福祉士として必要な知識及び技能を修得するための研修(以下「介護福

社士実務者研修」という。)

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、従業者の補助対象研修の受講料(教材費及び実習費を含む。以下同じ。)とし、補助対象者が研修の実施機関に直接支払ったもののほか、補助対象者の負担により従業者が研修の実施機関に支払ったものを含むものとする。

2 前項の規定にかかわらず、従業者の補助対象研修の受講により、同種の補助金及び補助金以外の給付金等の交付を受け、又は受けると見込まれる場合には、当該従業者の当該研修の受講料は、補助対象経費としない。

(補助金の額)

第5条 補助対象研修の受講料に係る補助金の額は、次の各号に掲げる研修の区分に応じ、当該各号に定める額(その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

- (1) 行動援護従業者養成研修 受講料の総額に3分の2を乗じて得た額又は28,000円のいずれか少ない額
- (2) 強度行動障害支援者養成研修 受講料の総額に3分の2を乗じて得た額又は15,000円のいずれか少ない額
- (3) 喀痰吸引等研修(社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(昭和62年厚生省令第49号)第13条第1号イ又は口の第1号研修又は第2号研修に限る。) 受講料の総額に3分の2を乗じて得た額又は62,000円のいずれか少ない額
- (4) 喀痰吸引等研修(社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第13条第1号ハの第3号研修に限る。) 受講料の総額に3分の2を乗じて得た額又は17,000円のいずれか少ない額
- (5) 同行援護従業者養成研修 受講料の総額に3分の2を乗じて得た額又は16,000円のいずれか少ない額
- (6) 移動支援従業者養成研修 受講料の総額に3分の2を乗じて得た額又は16,000円のいずれか少ない額
- (7) 介護職員初任者研修 受講料の総額に3分の2を乗じて得た額又は19,000円のいずれか少ない額
- (8) 介護福祉士実務者研修 受講料の総額に3分の2を乗じて得た額又は43,000円のいずれか少ない額

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助対象事業完了後、市長が指定する期日までに、障害福祉サービス等資格取得支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費の支払を証する書類
- (2) 補助対象研修の修了を証する書類

(3) 当該事業所の従業者であることを証する書類

(4) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の申請書等の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、障害福祉サービス等資格取得支援事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により、当該申請をした者に通知するものとする。

(交付の請求)

第8条 前条の規定による通知を受けた者(以下「補助決定者」という。)は、市長が指定する期日までに、障害福祉サービス等資格取得支援事業補助金交付請求書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(交付)

第9条 市長は、前条の請求書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第10条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき。

(2) 次条又は第12条後段の規定に違反したとき。

(3) その他この要綱に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還をさせるものとする。

(帳簿等の整備等)

第11条 補助決定者は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助対象事業完了後10年間保管しなければならない。

(報告の徴収等)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、補助決定者に対し、補助対象事業の実施状況について報告を求め、又は職員に当該これらの状況について調査若しくは質問をさせることができる。この場合において、補助決定者は、正当な理由がない限り、これらを拒んではならない。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、福祉部長が定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和6年4月1日から施行する。